特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２８号
京都市伏見区小栗栖森本町６番地１
清算株式会社　株式会社ジヤンボなかむら
代表清算人　中村　　孝
１　決定年月日　平成27年２月24日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　定義
協定債権のうち、元本部分を「特別清算債権」という。なお、清算株式会社が協定債権者に対する債権を有する場合は、当該債権と協定債権のうち元本とを対当額で相殺した後の残額を特別清算債権とする。
⑵　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑶　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑷　弁済における端数の切り捨て
弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権の取扱い
⑴　協定債権の弁済
清算株式会社は、清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、①清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対し、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。
⑵　協定債権の免除
ア　元本（特別清算債権）
元本（特別清算債権）については、上記⑴の弁済時に、各協定債権者の特別清算債権の総額から上記⑴の弁済額を控除した残額について免除を受ける。
イ　利息債権及び遅延損害金請求権
協定債権者の有する協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
⑶　新たな財産が発見された場合の取扱い
本件弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、清算株式会社と協定債権者との協議の上当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して、各特別清算債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、上記⑵アに基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で**遡**って失われるものとする。
京都地方裁判所第５民事部

監督命令取消

平成２７年（再）第１２号
東京都品川区西五反田７丁目25番５号
再生債務者　株式会社ユタカ電機製作所
主文　平成27年２月18日にした監督命令を取り消す。
平成27年２月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第１０号
埼玉県越谷市蒲生茜町13番地６　601号
再生債務者　本家　伸浩
１　決定年月日時　平成27年２月24日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月19日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年４月23日から平成27年４月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第１１号
埼玉県三郷市大字谷口24番地の１
再生債務者　幸陽フード株式会社
１　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年４月30日から平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始及び管理命令

平成２７年（再）第１２号
東京都品川区西五反田７丁目25番５号
再生債務者　株式会社ユタカ電機製作所
１　決定年月日時　平成27年２月23日午後９時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
再生債務者について管財人による管理を命ずる。
３　管財人　東京都品川区西五反田７丁目25番５号　株式会社ユタカ電機製作所　管財人室　弁護士　蓑毛　良和
４　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
５　再生債権の届出期間　平成27年３月25日まで
６　再生債権の一般調査期間　平成27年５月７日から平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１号
千葉県船橋市前原東５丁目37番55号
再生債務者　佐藤　朋之
１　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月17日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月31日から平成27年４月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第１２号
千葉県市川市柏井町１丁目2048番地１　トマトハイツ２－105号
再生債務者　佐藤　　寿
１　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月17日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月31日から平成27年４月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第４号
長野市丹波島１丁目584番地６
再生債務者　関口　　靖
１　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月２日から平成27年４月９日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第１０号
兵庫県伊丹市下河原１丁目11番４－403号
再生債務者　熊坂　充晃
１　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成27年４月２日から平成27年４月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２６年（再イ）第５８号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目19番12号
再生債務者　山下　幸一
１　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月26日から平成27年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第５９号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目19番12号
再生債務者　山下　栄子
１　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成27年３月26日から平成27年４月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部